

令和元年11月11日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市特別職報酬等審議会
会 長 宇 野 松 人



特別職の報酬等について（答申）

令和元年10月25日付けで諮問のあった特別職の報酬及び給料の額に関する事項について、社会経済情勢、本市の財政状況、他団体の状況等諸般の事情を考慮のうえ、3回の審議会において慎重に審議を重ねた結果、全会一致をもって、下記のとおりとすることを適当と認めたので答申いたします。

なお、今後は、市長選挙が行われる都度、すみやかに報酬等審議会を開催されるよう合わせて答申します。

記

1 給料の額に関する事項

(1) 給料の適正額

① 給料の額

市 長	給与月額	971,000円
副市長	給与月額	809,000円
教育長	給与月額	693,000円
水道事業管理者	給与月額	693,000円

② 実施時期

令和2年4月1日

(2) 期末手当に係る役職加算率及び年間支給割合に関する適用について
(国準拠)

① 年間支給割合

今後においても、国が、一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の国家公務員の特別給（期末手当）を改定した際は、米子市においても同様の改定を行う。

なお、国との間で現在生じている年間支給割合の差「0.05月」分については、令和2年4月1日付けで改定を行う。

(ア) 令和元年度における対応

・改定率

0.05月増（年間支給割合は3.35月）

・実施時期

国に準ずる（令和元年12月1日予定）

(イ) 令和2年度における対応

- ・改定率
0.05月増（年間支給割合は3.4月）
- ・実施時期
令和2年4月1日

② 役職加算率

据え置きとし、国が変更した場合においては報酬等審議会で審議する。

2. 報酬の額に関する事項

(1) 報酬の適正額

① 報酬の額

議長 報酬月額	554,000円
副議長 報酬月額	486,000円
議員 報酬月額	450,000円

② 実施時期

令和2年4月1日

(2) 期末手当に係る役職加算率及び年間支給割合に関する適用について
(国準拠)

① 年間支給割合

今後においても、国が、一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の国家公務員の特別給（期末手当）を改定した際は、米子市においても同様の改定を行う。

なお、国との間で現在生じている年間支給割合の差「0.05月」分については、令和2年4月1日付けで改定を行う。

(ア) 令和元年度における対応

- ・改定率
0.05月増（年間支給割合は3.35月）
- ・実施時期
国に準ずる（令和元年12月1日予定）

(イ) 令和2年度における対応

- ・改定率
0.05月増（年間支給割合は3.4月）
- ・実施時期
令和2年4月1日

② 役職加算率

据え置きとし、国が変更した場合においては報酬等審議会で審議する。